保育料徴収基準額表 (2・3号の月額: 令和5年4月1日現在)

階層		定義			3歳児未満 (0〜2歳児クラス)		3歳児以上 (3~5歳児クラス)	
区分					標準時間	短時間	標準時間	短時間
Α	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯				円	円	円	円
В	市民税非課税世帯				0	0		
С		C1		均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	-	
	市民税課税世帯		C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100	0	0
			C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600		
		所得割課税額(C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100		
			C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100		
			C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900		
			C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400		
			C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800		
			C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100		
			C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700		
		(<u>*</u> 2)	C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700		
		2)	C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300		
			C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900		
			C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800		
			C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800		

年齢は4月1日時点で算定されます。保育料及び給食費は年度毎に見直しを検討しています。 該当年度の市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」を参照く ださい。 **※** 2